

指定管理者制度の新規導入施設について

1 指定管理者制度導入予定施設名

越谷市斎場

2 指定管理者制度導入予定期日

平成22年4月1日から新規に導入することを予定

3 指定管理者制度を導入する理由

越谷市斎場は、越谷市、吉川市及び松伏町の2市1町がPFI事業により整備した広域斎場で、施設の管理運営については、平成17年8月の開所時から、その業務の大部分をPFI事業者である越谷広域斎場株式会社（以下「SPC」という。）が行い、施設の使用許可、火葬証明等の一部業務については、市の業務として市職員を配置して行ってきました。

市職員を配置した理由は、PFI事業は越谷市にとって初めて取り組む事業であったため、PFI事業者であるSPCによる運営が軌道に乗るまでの間は市職員による監督・指導が必要と考えたこと、また、火葬証明などの事務は市職員により行う必要があったためです。

しかしながら、開所から約4年が経過し、SPCも実績を重ね、市職員の介在無しでも運営が十分可能となったこと、また、SPCが指定管理者となることにより施設の使用許可、火葬証明等の権限の行使が可能となり、包括的な管理運営が行えるようになることから、PFI事業のより一層の効果が期待でき、市民サービスの向上と運営経費の縮減が図られるため、指定管理者制度を導入するものです。

PFI事業：社会資本の整備や公共サービスの提供にあたって、民間の資金やノウハウを用いて実施する事業手法の一つ。

4 公募・随意指定の別とその理由

随意指定（随意指定予定団体：PFI越谷広域斎場株式会社）

（理由）

- ・本施設は、公衆衛生その他公共の福祉の向上を図ることを目的として、火葬及び葬祭場業務を行う施設であることから、利用者の心情や遺体の尊厳に十分配慮した運営が求められます。そのため、指定管理者の指定にあたっては、その業務において実績があり、さらに的確性、信頼性に優れた者に委ねる必要があること。
- ・本施設は、平成17年8月の開所以来、PFI事業としてSPCが斎場業務の大部分を運営しておりますが、PFI事業者に施設管理を包括的に行わせる場合には、指定管理者制度を採用するよう、国の指導があること。
- ・SPCは、平成15年のPFI事業者決定の際、公募による応募者の中から選定された経過があること。

上記の理由から、指定管理者を公募することなく、随意指定することが適切であると判断したものです。

5 指定期間とその理由

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（5年間）

（理由）

指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを市が見直す機会を設け、長期固定化による弊害を排除するため。

また、サービス提供の継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスクの軽減（例えば機器類等の標準リース期間：3～5年）などを考慮し、市は原則として標準的な指定期間を5年としているため、これに準じ5年間とするものです。

6 随意指定申請要項（案）

別添のとおり

7 その他（市が継続して行う業務等）

斎場の運営及び維持管理に係るモニタリング（SPCが行う業務の監視）については、市が直接行うことにより利用者へのサービス水準が確保できると判断し、継続して市が行うものです。

また、関係市町との連絡調整についても、本市が吉川市及び松伏町から事務委託を受けて斎場の運営を行っていることから、市が直接行うことにより円滑に調整が図られると判断し、継続して市が行うものです。

指定管理者審査選定委員会市民税務部会開催報告書

市民税務部会長 浅子 正
(市民税務部長)

1. 施設名及び施設所管課

・越谷市斎場(市民税務部市民課所管)

平成22年4月1日から市が所管している斎場業務に指定管理者制度の導入を予定

・導入理由

越谷市斎場は、越谷市、吉川市及び松伏町の2市1町がPFI事業により整備した広域斎場で、施設の管理運営については、平成17年8月の開所時から、その業務の大部分をPFI事業者である越谷広域斎場株式会社(以下「SPC」という。)が行い、施設の使用許可、火葬証明等の一部業務については、市の業務として市職員を配置して行ってきた。

市職員を配置した理由は、PFI事業は越谷市にとって初めて取り組む事業であったため、PFI事業者であるSPCによる運営が軌道に乗るまでの間は市職員による監督・指導が必要と考えたこと、また、火葬証明などの事務は市職員により行う必要があったためである。

しかしながら、開所から約4年が経過し、SPCも実績を重ね、市職員の介在無しでも運営が十分可能となったこと、また、SPCが指定管理者となることにより施設の使用許可、火葬証明等の権限の行使が可能となり、包括的な管理運営が行えるようになることからPFI事業のより一層の効果が期待でき、市民サービスの向上と運営経費の縮減を図られるため、指定管理者制度を導入する。

2. 部会開催日時及び内容

第1回部会

1)日時 平成21年1月7日(水)午前10時00分～10時20分

2)会場 宅建会館2階A会議室

3)出席者 部会長 浅子 正 (市民税務部長)
副部会長 杉寄 文雄 (市民税務部副部長)
部会員 福井 一雄 (市民税務部副参事兼斎場長)
部会員 仲村 浩之 (市民税務部資産税課長)
部会員 東 龍三郎 (市民税務部納税課長)
部会員 戸賀崎邦雄 (市民税務部市民課長)
部会員 鈴木 信夫 (市民税務部北部出張所長)
部会員 藤木 保受 (市民税務部南部出張所長)

4)内容 ・副部会長選出について
副部会長：杉寄文雄(市民税務部副部長)を選出
・今後のスケジュールについて

第2回部会

1)日時 平成21年3月30日(月)午前10時20分～11時10分

2)会場 宅建会館2階B会議室

3)出席者 部会長 浅子 正 (市民税務部長)

副部長 杉寄 文雄（市民税務部副部長）
部員 福井 一雄（市民税務部副参事兼斎場長）
部員 仲村 浩之（市民税務部資産税課長）
部員 東 龍三郎（市民税務部納税課長）
部員 戸賀崎邦雄（市民税務部市民課長）

- 4)内 容
- ・公募 / 随意の区分及び指定期間について
 - ・随意指定申請要項（案）について
 - ・越谷市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について

3 . 公募・随意指定の別とその理由

- ・ 随意指定
- ・ 随意指定予定団体 P F I 越谷広域斎場株式会社 代表取締役 磯崎邦夫
- ・ 理由

本施設は、公衆衛生その他公共の福祉の向上を図ることを目的として、火葬及び葬祭場業務を行う施設であるので、利用者の心情や遺体の尊厳に十分配慮した運営が求められます。そのため、指定管理者の指定にあたっては、その業務において実績があり、さらに的確性、信頼性に優れた者に委ねる必要があること。

また、本施設は、P F I 事業として S P C が平成 17 年 8 月の開所以来、斎場業務の大部分を運営しておりますが、P F I 事業者には施設管理を包括的に行わせる場合には、指定管理者制度を採用するよう国の指導があること。

さらに、S P C は、平成 15 年の P F I 事業者決定の際、公募による応募者の中から選定された経過があることから、随意指定が適切であると判断し、指定管理者制度導入にあたって随意指定を採用するものです。

4 . 指定期間

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（5 年間）
それ以降、5 年、6 年 計 16 年（= P F I 残期間）
- ・ 理由

指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを越谷市が見直す機会を設け、長期固定化の弊害を排除するため。また、サービス提供の継続性と安定性、指定管理者の初期投資におけるリスク軽減（例えば機器類等の標準リース期間：3～5 年）などを考慮して、越谷市は原則として指定期間を 5 年としているため、これに準じて期間を 5 年とするものです。

5 . 随意指定申請要項（案）

別添のとおり

6 . その他

モニタリングについては S P C が行う運営維持管理業務を市が直接、継続して実施することにより、利用者へのサービス水準が確保できると判断したこと。また、関係市町との連絡調整については、本市が吉川市及び松伏町から事務委託を受けて斎場運営を行っていることから、市が直接行うことにより円滑に調整が図られると判断し、引き続き市が直接実施するものです。